

教育実習を希望する方へ

本校は、教育実習の希望者が下記の内容を十分に理解し、その履行を約する事のできる者に対して、当該学生の教育実習指導について検討し、受け入れます。

記

1 教育実習の申し込みと許可

1) 希望者の条件

原則として次の(ア)~(ウ)の条件を全て満たす者に限る。

(ア) 大学在籍者で教員養成課程を履修していること

(イ) 大学卒業後、教職に就くことを第一志望としており、実習実施年度の教員採用試験もしくは私学適性検査（履歴書委託制度含む）を受験予定であること

(ウ) 本校卒業生であること

但し、本校卒業生でなくても特別な理由により校長が許可した場合、受け入れることがある。

2) 申込について

- 申込期間： 実習希望年の 1年前の3月2日~4月末日。ただし、休祭日を除く。
(例：大学4年次に実習を希望する場合は、大学3年次の4月末日まで)
- 書類： 本校規定の「教育実習願」に必要事項を記入すること。
- 提出方法： 郵送 or メールに添付
- 提出先： 〒241-8502 横浜市旭区中沢 1-24-1
横浜富士見丘学園 中学校・高等学校
教育実習受入係 行
メール：kyoutou@fujimigaoka.ed.jp
・・・件名は「教育実習申込 ○○○○ (←氏名)」
電話 045-367-4380, 対応時間は、8:45~17:00
- 留意事項： 学校に電話した後に、書類を「郵送 or メール送信」。

2 実習期間

- 1) 実習期間は、原則として本校の前期中間試験の翌週（6月第2または第3週）から3週間とする。
但し、実習生所属大学より要望がある場合はその限りではない。

3 費用

- 1) 所属大学の規定に則る。
- 2) 規定が定められていない場合は、本校より実習生に相当額を指定する場合がある。

4 注意事項

- 1) 本校の諸事情により、受け入れることができない場合がある。
- 2) 申込者人数が受け入れ枠を越えた場合は先着を優先する。また、先着・後着の区別がつかない場合は抽選とする。実習受入が不可の場合のみ、実施前年の6月中旬までに連絡する。
- 3) 受け入れを許可された場合は必ず実習をすること。また、実習期間中の欠席はないようにする。
- 4) 単位を修得できず、実習ができないということがないよう、大学ではしっかりと授業を受け、教科指

導の準備をすること。また、専門科目においても意欲的に学び、知識・教養を深めること。

- 5) 大学から依頼された書類等がある場合は、速やかに送付または来校して届けること。
- 6) 実習内諾後であっても、実習生としてふさわしくない行為があれば内諾を取り消すことがある。

以上

附則

2025年1月18日改定